

税の申告が始まります。

平成23年度市・県民税の申告、平成22年分の所得税の確定申告の受付が始まります。
この期間を経過すると、本来納めるべき税金のほかに加算税や延滞税も納めなければならぬ場合があります。
期間内に申告しましょう。
期間終了間近になると大変混雑しますので、各地区の申告日程に指定された期日に申告をお願いします。

確定申告(所得税)が必要なかた

- ① 営業や農業などの事業所得があるかた
- ② 不動産所得(地代・家賃収入)のあるかた
- ③ 土地や建物を売った譲渡所得のあるかた
- ④ 給与所得や退職所得以外の所得(年金・一時所得など)が20万円を超えるかた
- ⑤ 給与を2力以上から受けているかたで、主たる給与以外の収入が20万円を超えるかた
- ⑥ 給与収入が2千万円を超えるかた

所得税が還付される場合があります

確定申告をする必要がない給与所得者のかたでも、次に該当するかたは確定申告をすると所得税が戻ることがあります。
①年の途中で退職して、年末調整を受けていないかた
(給与所得から源泉徴収していた場合、年末調整を受けていないときは、所得税が還付される場合があります。)

市・県民税の申告が必要なかた

平成23年1月1日現在、市内に住所があるかたは、平成22年中の所得について申告をする必要があります。
ただし、次のいずれかに該当するかたは申告の必要はありません。

- ① 確定申告をされたかた
- ② 給与所得のみで、年末調整がなされ、勤務先から市に給与支払報告書が提出されているかた
- ③ 公的年金収入のみのかたで、その支払い先から市に公的年金等支払報告書が提出されているかた
(年金収入金額や所得控除額によっては必

- ② 医療費を支払ったかた
1年間に支払った医療費(実費)がおおむね10万円を超えた場合に、医療費控除が受けられます。
- ③ 雑損控除・寄附金控除・政党等寄附金控除を受けるかた
- ④ 市内に住所があるかたの所得控除対象の配偶者や扶養親族となっているかた
※遺族年金・障害者年金などの非課税収入のみのかたや、収入のなかったかたも市・県民税の申告を行うことにより、所得証明書等の発行や各種行政手続きがしやすくなる場合もあります。

※国民健康保険、後期高齢者医療保険または介護保険に加入されているかたで、次のいずれかに該当する場合は、市・県民税の申告が必要となります。
① 収入がなく、扶養となっていない場合
② 扶養になつていないが収入がある場合
(公的年金収入のみのかたで、その支払い先から市に公的年金等支払報告書が提出されているかたを除きます。)
※申告されない場合、たとえ基準所得以下であっても、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減が受けられませんのでご注意ください。

税の申告が始まります。

市・県民税申告、所得税確定申告に必要なもの

1. 所得計算に必要なもの

- ① 農業所得があるかた
 - 米・野菜・乳代・家畜などすべての農作物収入金額がわかる書類
 - 農機具・燃料費・肥料代・農薬代など農業収入を得るために要した経費の領収書
- ② 営業等所得のあるかた
 - 収支内訳書
 - 収入額・経費がわかる関係帳簿、収入・経費全般の領収書
 - 保険外交員や検針員のかたは保険会社等から支給されている支払調書
- ③ 不動産所得のあるかた
 - 関係帳簿・経費全般の領収書
 - 固定資産税土地・家屋課税明細書(ない場合は固定資産税公課証明書)
- ④ 給与所得・年金受給者
 - 勤務先、社会保険庁などで発行する源泉徴収票
 - 雇主の賃金支払証明書
- ⑤ 保険金を受けたかた
 - 受取保険金額及び支払保険料額の分かるもの
(保険料の支払者と保険金の受取人の関係で相続税や贈与税となる場合があります。)
- ⑥ 土地等売買があったかた
 - 土地などの売買契約書またはそのコピー
 - 収用の場合は、国・自治体が発行した収用証明書

2. 控除計算に必要なもの

- ① 医療費控除
 - 領収書または支払金額が分かるもの(集計しておいてください。)
 - おむつ代を医療費とされる場合は、主治医が発行するおむつ使用証明書(証明書様式は税務署・市税務課に用意してあります。)
 - 介護保険サービスを利用されているかた
(1) 施設サービス利用者は「指定介護老人福祉施設利用等領収証」
(2) 居宅サービス利用者は「居宅サービス利用料領収書」
- ② 社会保険料控除
 - 国民年金保険料を控除されるかたについては、社会保険庁発行の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
- ③ 生命保険料控除
 - J A・郵便局・生命保険会社等が発行する支払証明書
- ④ 地震保険料控除
 - J A・保険会社等が発行する支払証明書
- ⑤ 障害者控除
 - 身体障害者手帳・療育手帳
 - 戦傷病者手帳
 - 要介護認定者は障害者控除対象者認定書
- ⑥ 住宅ローン控除
 - 新規……新築家屋等登記事項証明書、新築工事請負契約書または領収書、住民票の写し、金融機関等発行の住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(増改築の場合)増改築工事証明書
 - 2年目以降……税務署発行の住宅取得等特別控除証明書、金融機関等発行の住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書

3. その他必要なもの・問い合わせ先

【その他必要なもの】

- 印鑑
- 預金・貯金通帳(本人名義)など口座番号がわかるもの

【問い合わせ先】

- 市民税・県民税に関すること 市民部税務課 TEL 81-2119
- 所得税・消費税・贈与税に関すること 郡山税務署 TEL 024-932-2041

介護保険 要介護認定を受けているかたへ～税の申告に係る障害者控除について～

要介護認定を受けている65歳以上のかたは、障害者手帳がなくても、市が発行する「障害者控除対象者認定書」を提示すると、障害者控除を受けることができます。
該当するかたは、介護保険被保険者証をご持参のうえ本庁介護福祉課または各行政局市民課、各出張所で申請してください。

要介護度	障害者の認定区分	備考
要介護5 要介護4	特別障害者	
要介護3	特別障害者または普通障害者	日常生活自立度により、障害者の区分を判定
要介護2 要介護1	普通障害者	

【問い合わせ】
保健福祉部 介護福祉課
TEL 82-1115
または各行政局市民課へ